

総務課からのお知らせ

「認可地縁団体」をどう存じますか

自治会の集会所やグラウンドなど、自治会所有の不動産を個人名義、共有名義または市の名義で登記をされている場合、個人等の所有財産との混同や相続手続が複雑になったりすることがあります。

このような問題を解決するため、不動産を所持している自治会では、市長の認可を受けることで法人となり、自治会名義で不動産登記をすることができます。平成23年10月末現在、市内で64の団体が認可地縁団体の認可を受けています。

認可の条件

認可を受ける（法人格を持つ）ためには、次の条件を備えていることが必要です。

- ① 現在、自治会として良好な活動を行っていること。
- ② そので暮らす人の区域が明確なこと。
- ③ その区域に暮らす全ての人が、その団体の構成員となることのできる、その区域で暮らす人の過半数が構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。



認可されたら

自治会名義で不動産の登記ができます。詳しくは、法務局にお問い合わせください。

市役所では、認可を受けた証明書や印鑑登録の証明書を発行します。

その他

代表者や規約等が変わったときは、市役所での変更の手続が必要です。認可を受けた後も、市に監督権限が生じることはなく、市との関係は、従来と変わりません。しかし、認可の要件を満たさなくなったりときは、認可を取り消すことがあります。

お問い合わせ 総務部総務課米原庁舎
0521-15522 0521-4447

保険課からのお知らせ

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」に関するお知らせを送付します

（国保被保険者で、記載の条件にすべて該当する方のみ）

お知らせの対象者

国保の被保険者で、次の条件にすべて該当する方です。

- 平成23年8月に、生活習慣病や慢性疾患等にかかるお薬を薬局で受け取られた方
- 長期投与（28日以上）の方
- ジェネリック医薬品に変更した場合、1カ月の自己負担額が100円以上安くなる方
- 40歳以上の方（公費・福祉医療費助成対象者を除く）

お知らせの目的

服用されている新薬（先発医薬品）をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額をお知らせします。

※ジェネリック薬品への切り替えについては、主治医や薬剤師に十分ご相談下さい。

※今回のお知らせによりジェネリック薬品への切り替えを強制するものではありません。

ジェネリック医薬品とは

これまでの効き目や安全性が実証されてきたお薬（新薬）の特許が切れた後に製造販売され、国が新薬と同等と認めた安価なお薬です。

ジェネリック医薬品は、新薬と全く同じではなく、形や色、味などは異なる場合があります。

お知らせ送付時期

12月末頃までに送付します。

お問い合わせ先

自己負担額の差額などお知らせの内容について
コールセンター

0120-531-0006

※受付時間 9時～17時（土日祝日・年末年始は休業）



送付先変更、送付停止、個人情報について

0521-69222

0521-87300

市市民部保険課（近江庁舎）